

令和2年第4回京丹波町議会定例会（第1号）

令和2年12月 2日（水）

開会 午前 9時00分

1 議事日程

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

自 令和2年12月 2日

17日間

至 令和2年12月18日

第 3 諸般の報告

第 4 行政報告

第 5 同意第 1号 教育委員会委員の任命について

第 6 同意第 2号 教育委員会委員の任命について

第 7 同意第 3号 公平委員会委員の選任について

第 8 同意第 4号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

第 9 同意第 5号 京丹波町農業委員会の委員に占める認定農業者等又は認定農業者等に準ずる者の割合を少なくとも4分の1とすることについて

第10 同意第 6号 農業委員会委員の任命について

第11 同意第 7号 農業委員会委員の任命について

第12 同意第 8号 農業委員会委員の任命について

第13 同意第 9号 農業委員会委員の任命について

第14 同意第 10号 農業委員会委員の任命について

第15 同意第 11号 農業委員会委員の任命について

第16 同意第 12号 農業委員会委員の任命について

第17 同意第 13号 農業委員会委員の任命について

第18 同意第 14号 農業委員会委員の任命について

第19 同意第 15号 農業委員会委員の任命について

第20 同意第 16号 農業委員会委員の任命について

第21 同意第 17号 農業委員会委員の任命について

- 第 2 2 同意第 1 8 号 農業委員会委員の任命について
- 第 2 3 同意第 1 9 号 農業委員会委員の任命について
- 第 2 4 同意第 2 0 号 農業委員会委員の任命について
- 第 2 5 同意第 2 1 号 農業委員会委員の任命について
- 第 2 6 同意第 2 2 号 農業委員会委員の任命について
- 第 2 7 同意第 2 3 号 農業委員会委員の任命について
- 第 2 8 同意第 2 4 号 農業委員会委員の任命について
- 第 2 9 議案第 8 5 号 京丹波町議会議員及び京丹波町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について
- 第 3 0 議案第 8 6 号 京丹波町における太陽光発電施設の適正な設置及び管理に関する条例の制定について
- 第 3 1 議案第 8 7 号 京丹波町町営バス運行事業条例の制定について
- 第 3 2 議案第 8 8 号 京丹波町行政組織の一部改編に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 第 3 3 議案第 8 9 号 京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 3 4 議案第 9 0 号 京丹波町督促手数料及び延滞金条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 3 5 議案第 9 1 号 京丹波町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）財政調整基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 3 6 議案第 9 2 号 京都府市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 第 3 7 議案第 9 3 号 京丹波町在宅介護支援センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について
- 第 3 8 議案第 9 4 号 京丹波町新庁舎整備事業 駐車場等外構工事請負契約について
- 第 3 9 議案第 9 5 号 令和 2 年度京丹波町一般会計補正予算（第 6 号）
- 第 4 0 議案第 9 6 号 令和 2 年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 4 1 議案第 9 7 号 令和 2 年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 4 2 議案第 9 8 号 令和 2 年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 4 3 議案第 9 9 号 令和 2 年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 4 4 議案第 1 0 0 号 令和 2 年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第 2

号)

第45 議案第101号 令和2年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算（第1号）

第46 議案第102号 令和2年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第2号）

第47 議案第103号 令和2年度京丹波町水道事業会計補正予算（第2号）

## 2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

## 3 出席議員（15名）

- 1番 岩田 恵一 君
- 2番 野口 正利 君
- 3番 谷口 勝巳 君
- 5番 村山 良夫 君
- 6番 坂本 美智代 君
- 7番 鈴木 利明 君
- 8番 西山 芳明 君
- 9番 北尾 潤 君
- 10番 山下 靖夫 君
- 11番 東 まさ子 君
- 12番 山田 均 君
- 13番 谷山 眞智子 君
- 14番 篠塚 信太郎 君
- 15番 森田 幸子 君
- 16番 梅原 好範 君

## 4 欠席議員（1名）

- 4番 隅山 卓夫 君

## 5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（16名）

- 町 長 太田 昇 君
- 副町長 谷 俊明 君

参	事	中 尾 達 也 君
参	事	山 森 英 二 君
企 画 財 政 課 長		松 山 征 義 君
総 務 課 長		長 澤 誠 君
住 民 課 長		久 木 寿 一 君
保 健 福 祉 課 長		岡 本 明 美 君
医 療 政 策 課 長		中 川 豊 君
農 林 振 興 課 長		大 西 義 弘 君
にぎわい創生課長		栗 林 英 治 君
上 下 水 道 課 長		山 内 善 博 君
会 計 管 理 者		十 倉 隆 英 君
瑞 穂 支 所 長		上 林 太 志 君
教 育 長		樹 山 静 雄 君
教 育 次 長		堂 本 光 浩 君

6 欠席執行部（0名）

7 出席事務局職員（2名）

議 会 事 務 局 長	藤 田 正 則
書 記	山 口 知 哉

開会 午前 9時00分

○議長（梅原好範君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

本日の会議は、新型コロナウイルス感染予防の関係で、3つの密（密集、密接、密閉）をできる限り避けるために、感染防止及び予防の関係で、出席者の入場前の検温、手指消毒を行い、出席者及び傍聴者におかれましてもマスク着用としております。

また、議場内の換気を行うため、カーテンの一部を開け、窓を常時、少し開けた状態にしております。ほかにも、会議の休憩をできるだけ小まめに取り、休憩中に議場内全体の空気換気をさせていただきます。また、感染防止対応のため、水筒等での飲料の持込みを許可しております。

また、傍聴席におきましては、傍聴席を1席ずつ離して、距離空間を取った配置にしております。ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

あわせて、今回の議事運営につきましても、こうした状況の中で、3密の状況を少しでも回避するために、議員の皆様並びに執行部の皆様におかれましては、今回の議案に対して、簡潔明瞭な説明及び質疑応答をいただき、スムーズな会議の進行に努めていただきますよう、いま一度、皆様方をお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は15名であります。

定足数に達しておりますので、令和2年第4回京丹波町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

#### 《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（梅原好範君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、今会期中の署名議員は、5番議員・村山良夫君、6番議員・坂本美智代君にお願いします。

なお、以上のご両君に差し支えのある場合には、次の号数の議席の方をお願いいたします。

#### 《日程第2、会期の決定》

○議長（梅原好範君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月18日までの17日間としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 異議なしと認めます。

本定例会の会期は、本日から12月18日までの17日間と決しました。

会期中の予定については、事前に配付の会期日程表のとおりであります。

#### 《日程第3、諸般の報告》

○議長（梅原好範君） 日程第3、諸般の報告を行います。

隅山議員から本会議を欠席したい旨、届出がありましたので報告申し上げます。

本定例会に町長から提出されております案件は、同意第1号のほか42件です。

提案説明のため、太田町長ほか関係者の出席を求めました。

11月30日に議会運営委員会が開催され、本定例会の運営について協議されました。

また、同日に全員協議会が開催され、議会運営委員会等の報告等が行われました。

本定例会までに受理した陳情書をお手元に配付しております。

京丹波町監査委員より、例月出納検査結果報告がありましたので、お手元に配付しております。

本日の会議に、京丹波町ケーブルテレビの撮影・収録を許可したので報告いたします。

本日の本会議終了後、議会広報常任委員会を開催しますので、委員の皆様には大変ご苦勞さまですが、よろしく願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

#### 《日程第4、行政報告》

○議長（梅原好範君） 日程第4、行政報告を行います。

太田町長。

○町長（太田 昇君） 皆さん、改めまして、おはようございます。

師走を迎え、何かと気ぜわしい昨今でございます。

本日ここに、令和2年第4回京丹波町議会定例会をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かとご多忙の中、ご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

また、日頃、議員各位には、円滑な町政の推進にご支援、ご協力いただいておりますことに厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症につきましては、11月頃から第3波の兆しが見られ、都市部を中心に1日当たりの感染者数の記録が更新されるなど、再び警戒をしなければなら

ない状況が続いております。

そのような中、本町におきまして、新たに感染者が確認されました。感染された方々におかれましては、一日も早い回復を心よりお祈り申し上げます。町民の皆様におかれましては、いま一度、マスクの着用や手洗いの励行、3密の回避などの新しい生活様式を日常生活において実践していただくとともに、感染リスクが高まる5つの場면을警戒していただき、感染リスクを回避しながら会食等を楽しむなど、町民の皆様と町内事業者様とが一体となった感染症拡大防止の取組に、なお一層のご理解とご協力をお願いいたします。

また、新型コロナウイルスに感染された方やそのご家族が不当な扱いを受ける差別的な事例等も報道されており、こうした偏見や言動は決して許されるものではありません。

新型コロナウイルスは、誰もが感染するおそれがあり、感染者が責められるのではなく、励まし、温かく接し、感染者が治療に専念できる温かみのある社会でなければなりません。

皆様におかれましては、冷静な言動と感染された方、またそのご家族への格段の配慮をいただきますよう、よろしくをお願いいたします。

国においては、Go ToトラベルやGo Toイートなど経済の活性化を取り戻す取組が積極的に行われ、観光地や飲食店などにおいても徐々に客足が戻りつつあります。また、本町におきましても、コロナの影響を受けている多くの事業者を支援するため、国の交付金を活用しながら、様々な事業に取り組んでいるところであります。今後におきましても、国・府と一層連携を強め、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止し、地域経済の活性化を目指す所存でございます。

こうした危機的な状況下ではありますが、一方では、海外や国内においてワクチンの開発に関する明るい話も耳にします。これまでの生活様式が一変し、様々な場面で制約を受け、息が詰まるような毎日ではございますが、ワクチン開発などの明るい話題に期待をしながら、この厳しい局面を乗り越えてまいりたいと考えております。

さて、今年は、22を数える台風が発生し、うち7つが日本へ接近しましたが、上陸数はゼロであり、本町においては災害に見舞われることなくおおむね平穏にシーズンを乗り越えることができました。稲の作柄につきましても、6月頃の高温傾向や7月の日照不足が影響し、京都府北部ではやや不良となったものの、農地・農業用施設や道路、河川等の被害もなく、安堵しているところであります。

しかしながら、幸いにも今年は好条件が重なっただけであり、台風の勢力は年々強大化していることから、万一上陸した場合は、想定外の大規模災害が発生することも十分考えられ、常に防災への意識を高く持ち災害に備えなければならないと改めて認識するところでありま

す。

また、この夏発生したラニーニャ現象の影響により、例年以上の積雪など厳しい冬の状況も予想されております。積雪による停電や通行止めによる集落の孤立など、夏とは違った形での災害に備えなければなりません。

様々な自然災害に対応するため、また、コロナ禍における避難所への対策として、本町では、国の交付金を活用して避難所や公民館にポータブル発電機やパーティション、段ボールベッドなどの必要な物品を順次配備しているところであります。今後におきましても、物心両面において、町民の皆様の一層の安全・安心の確保に取り組んでまいります。

次に、京丹波町ケーブルテレビの民営化につきましては、先般実施いたしました公募型プロポーザル方式により、株式会社ZTVを最優秀提案者として選定したところであります。議員の皆様には、11月30日の全員協議会においてご説明させていただきましたとおり、町負担金や整備内容のほか、料金体系などに関して事業者と大筋で合意ができましたことから、今月4日に基本合意書を締結する運びとなりました。今後は、事業スケジュールやサービス内容につきまして、住民の皆様への周知を図り、円滑な移行に向けて努力してまいります。

また、京丹波町ケーブルテレビの民営化に伴い、音声告知放送が終了となりますことから、これらに代わる新たな情報発信媒体として、スマートフォンやタブレット等を活用した京丹波町防災アプリの構築と導入を進めております。防災アプリの構築につきましては、先日入札においてバイザー株式会社に決定したところであり、年度末の導入に向けて鋭意取り組んでまいります。この防災アプリは、プッシュ型通知により文字と音声により情報を伝えるものであり、常に携帯されるスマートフォン等を活用して、場所を問わず情報が入手できるというものであります。また、定時放送という概念がなく即時に情報が伝えられるほか、これまで紙媒体でお知らせをしていた情報についても、データでの送付が可能となることから、月々の行政文書等の配布の軽減につながるものと考えております。さらに、スマートフォン等をお持ちでない方や使いにくいと思われる方もあるかと存じますが、本システムでは、既存の固定電話やFAX機による情報伝達や、アンサーバック機能を用いた安否確認も可能となっており、できる限り情報弱者に寄り添いながら事業を進めてまいりたいと考えております。

次に、新庁舎建設工事につきましては、11月末現在において中央棟及び執務棟東側の鉄筋コンクリート造の躯体工事が完了し、現在、議会棟の梁や柱の構造材を建てる木軸工事及び執務棟の木軸工事に取り組んでいるところであります。この木軸工事が完了した箇所から

屋根工事や外壁工事に取りかかる予定としており、令和3年8月末の完成を目指して工事の進捗を図ってまいります。

次に、就学前の教育・保育環境の整備を進めております認定こども園整備事業でございますが、現在、たんばこども園新園舎建設工事に取り組んでおり、8月の夏休み期間より須知幼稚園の一部解体工事、地盤改良工事を行い、現在、園舎基礎部分のコンクリート工事を実施しております。現在の進捗率といたしましては、14.8%という状況であります。今後、今月中旬から建物本体工事を進め、来年度2学期から須知幼稚園の仮園舎として運用できるよう、安全を最優先して実施してまいります。

次に、GIGAスクール構想に係る学習系タブレット端末等の購入につきましては、高度情報化やグローバル化の進展に対応した、子ども一人一人の学びを保障し「いつでも、どこでも学ぶことができる」環境の実現を目指し、町立小中学校の全児童生徒用にタブレット端末の購入契約を締結したところであります。現在、端末の各種設定作業とともに、新学習指導要領に対応した英語やプログラミング教育などの学習支援ソフト導入に向けた調整を行っておるところであり、ICTを活用した教育環境整備の年度内完了を目指し、作業を進めてまいりたいと考えております。

次に、地域商社プロジェクト事業につきましては、昨年6月に京丹波町観光協会に地域商社事業を設置いただき、地域おこし協力隊経験者などの人材を中心として、ふるさと納税返礼品業務や地域農産物の流通販売事業等を展開しているところであります。

特に、ふるさと納税につきましては、地域商社事業部が中心となって返礼品の新規開拓及び取扱事業者の拡大を行い、返礼品点数は、当初の36品目から11月25日現在で200品目となり、また取扱事業者数は3社から34社、寄附金額も5,700万円となっており、今年度中には1億2,000万円の寄附金額を見込んでいるところであります。

次に、移住・定住対策についてであります。新型コロナウイルス対策としてオンライン対応を取り入れ、日常の相談業務はもとより、京都府、亀岡市、南丹市など関係機関と連携の下、相談会やフェアなどを積極的に開催し、移住者の確保に取り組んでおります。

11月末時点におきましては、相談窓口を通じた成約件数は10件程度を見込んでおり、起業支援として古民家を活用したカフェ開業に向けた支援も併せて行っているところであります。

次に、11月29日には、関西電力高浜発電所から30キロメートル以内のUPZ圏内に位置する和知地区において、京都府と共に原子力総合防災訓練を実施いたしました。今回は、コロナ禍であることから、住民の皆様にはご参加いただく、府及び関係市町村職員のみで

実施し、特にコロナ禍における避難行動の確認や計画の実効性を検証したところであります。また、ご承知のとおり、設置から40年を超える高浜発電所1号機及び2号機の再稼働に向けた動きが連日のように新聞に掲載をされております。

UPZ圏内の市町からは、施設の安全確保はもちろんのこと、強靱な避難路の整備や輸送手段の確保など、住民の安全で安心な生活を確保するため、多くの要望が出されているところであります。今後におきましても、京都府や関係市町と共に訓練を継続して実施するとともに、万が一に備え、町民の皆様が迅速かつ確実に避難できるよう取り組んでまいりたいと考えます。

次に、災害時における要配慮者の確実な避難を目指し、区長会、民生児童委員、消防団の3つの組織からなる京丹波町防災連絡協議会を昨年設立いたしました。

今年度は、各集落での机上防災訓練を計画し、10月24日の市場区を皮切りに、区単独で、あるいは消防団の分団単位により、順次、各地域で実施いただいております。

訓練では、避難誘導を想定したシナリオに基づき、組織間の情報伝達と情報共有、また、地域における課題やその解決方法などを話し合い、組織間の連携強化を図っているところであります。

最後に、令和3年度の本町の予算編成方針をこのほど策定いたしました。

先に国が公表した経済報告における基調判断では、景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるが、このところ持ち直しの動きが見られているとされ、災害からの復興・創生、感染症対策と経済活動の両立などにより国民を守り抜き、改革と投資により力強い経済成長を実現するとされています。

一方、地方財政については、新型コロナウイルス感染症による地方税の大幅な減収が見込まれておりますが、一般財源の総額については、令和元年度地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的には同水準を確保するとされています。

しかしながら、本町の財政状況につきましては、令和3年度をもって普通交付税の合併特例措置が終了することをはじめ、新型コロナウイルス感染症の影響による企業収益や個人所得の減少による町税収入への影響など、各種財源において、さらに減少が見込まれるところであります。

また、長引く新型コロナウイルス感染症対策に加え、近年頻発する自然災害に対応するための臨時的経費への対応など、引き続き慎重な財政運営を行う必要があると認識しております。このため、限られた財源の下住民サービスの維持・向上を図るため、事業の選択と集中により、主要施策の推進と財政健全化の推進との両面をバランスよく図ってまいり所存であ

りますので、皆様方のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

以上、行政報告とさせていただきます。

○議長（梅原好範君） 以上で、町長の行政報告を終わります。

《日程第5、同意第1号 教育委員会委員の任命について～日程第6、同意第2号 教育委員会委員の任命について》

○議長（梅原好範君） 日程第5、同意第1号 教育委員会委員の任命について及び、日程第6、同意第2号 教育委員会委員の任命についてを一括議題とします。

町長の提案理由の説明を求めます。

太田町長。

○町長（太田 昇君） それでは、本日提案させていただきます議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

同意第1号 教育委員会委員の任命につきましては、現在、教育委員としてご活躍いただいております竹内裕子氏の任期が本月11日に満了となります。竹内委員には、平成28年12月から1期4年の間、教育委員会委員として誠心誠意ご尽力をいただいております。ここに改めて敬意と感謝を申し上げます次第であります。

つきましては、新たに任命する教育委員として、町内にお住まいの片山幸男氏を任命することについて同意をお願いしております。片山氏は、京都府公立学校教諭として長きにわたり勤務され、豊かな経験をお持ちであり、人望も厚く教育委員としての職務を遂行していただけるものと存じております。ご同意賜りますようお願い申し上げます。

同意第2号 教育委員会委員の任命につきましては、現在、教育委員としてご活躍いただいております上田明成氏の任期が本月11日に満了となります。上田委員には、平成28年12月から1期4年の間、教育委員会委員として誠心誠意ご尽力をいただいております。ここに改めて敬意と感謝を申し上げます次第であります。

つきましては、新たに任命する教育委員として、町内にお住まいの谷 文絵氏を任命することについて同意をお願いしております。谷氏は、京丹波町総合計画審議会委員としてご活躍いただいております。まちづくりについても関心が高く、豊かな経験をお持ちで、教育委員としての職務を遂行していただけるものと存じております。ご同意賜りますようお願い申し上げます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（梅原好範君） 補足説明を担当課長に求めます。

長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） 同意第1号並びに同意第2号 教育委員会委員の任命につきまして、補足説明を申し上げます。

教育委員会委員の任命につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項に基づきまして、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し見識を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命するということになっております。

なお、任期につきましては4年で、定数は条例で5人となっております。

なお、同意第1号で新たに任命させていただきます片山幸男氏、また、同意第2号で新たに任命させていただきます谷 文絵氏の職歴等につきましては、別添資料をご確認ください。

以上、簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。ご同意賜りますようお願いいたします。

○議長（梅原好範君） 以上、説明のとおりです。

これより、同意第1号 教育委員会委員の任命についての質疑を行います。  
質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これをもって質疑を終結します。

討論を省略します。

これより、同意第1号を採決します。

この表決は起立により行います。

同意第1号 教育委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（全員 起立）

○議長（梅原好範君） 起立全員であります。

よって、同意第1号は、原案のとおり同意されました。

次に、同意第2号 教育委員会委員の任命についての質疑を行います。

質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これをもって質疑を終結します。

討論を省略します。

これより、同意第2号を採決します。

この表決は起立により行います。

同意第2号 教育委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(梅原好範君) 起立全員であります。

よって、同意第2号は、原案のとおり同意されました。

《日程第7、同意第3号 公平委員会委員の選任について～日程第47、議案第103号 令和2年度京丹波町水道事業会計補正予算(第2号)》

○議長(梅原好範君) お諮りします。

ただいまから上程になります日程第7、同意第3号 公平委員会委員の選任についてから、日程第47、議案第103号 令和2年度京丹波町水道事業会計補正予算(第2号)までの議案につきましては、本日は、提案理由のみとし、質疑、討論、採決は後日の日程としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 異議なしと認めます。

これより、日程第7、同意第3号 公平委員会委員の選任についてから、日程第47、議案第103号 令和2年度京丹波町水道事業会計補正予算(第2号)までを一括議題とします。

町長の提案理由の説明を求めます。

太田町長。

○町長(太田 昇君) 引き続き、提案させていただきます議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

同意第3号 公平委員会委員の選任につきましては、山本和之委員の任期が今年25日をもって満了となり、今回の任期満了をもって退任したいとのご意向であります。

山本委員には、平成20年12月から3期12年の間、長きにわたり公平委員会委員としてご尽力いただいております。改めてここに敬意と感謝を申し上げる次第であります。

つきましては、新たに選任する委員として、町内にお住まいの田渕敬治氏を選任することについてご同意をお願いしております。

田渕氏は、旧丹波町及び京丹波町役場職員として長きにわたり勤務され、行政経験豊富で

あり、人事行政に関しても識見を有しておられることから、職務を遂行していただけるものと存じております。ご同意賜りますようお願い申し上げます。

同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、岡<sup>三</sup>樹委員の任期が今月25日をもって満了となります。このため、引き続き選任することについて同意をお願いするものであります。

岡<sup>三</sup>氏は、地元地域の実情に精通され、豊富な知識とご経験を基に、職務を適切に務めていただいております。ご同意賜りますようお願い申し上げます。

同意第5号 京丹波町農業委員会の委員に占める認定農業者等または認定農業者等に準ずる者の割合を少なくとも4分の1とすることにつきましては、農業委員会等に関する法律第8条第5項ただし書及び同施行規則第2条第2項の規定により議会の同意をお願いするものであります。

同意第6号から同意第24号 農業委員会委員の任命につきましては、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、京丹波町農業委員会委員を任命することについて、議会の同意をお願いするものであります。

議案第85号 京丹波町議会議員及び京丹波町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定につきましては、公職選挙法の改正に伴い、町議会議員選挙及び町長選挙における選挙公営（公費負担）の拡大を行うもの。

議案第86号 京丹波町における太陽光発電施設の適正な設置及び管理に関する条例の制定につきましては、太陽光発電施設の設置、維持管理、さらには廃止の際の措置に至るまでの必要な事項を定め、太陽光発電施設の適正な設置、管理等を促進することにより、安心安全な地域社会の構築を目指すもの。

議案第87号 京丹波町町営バス運行事業条例の制定につきましては、町営バス利用促進のため、料金等、所要の改正を行うもの。

議案第88号 京丹波町行政組織の一部改編に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきましては、高齢者及び社会福祉関係、また、健康推進関係を所管している保健福祉課を廃止し、新たに福祉支援課及び健康推進課を設置し、まちづくりの基本理念である助け合いと活力ある健康の里づくりを推進する中で、より一層住民の健康と福祉の充実を推進するため、組織体制を見直し、機能強化を図るとともに、新庁舎建設に伴う本庁舎への移転を見据えた体制を整備することを目的として機構改革を行うもの。

議案第89号 京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、国民健康保険税の算定について所要の

改正を行うもの。

議案第90号 京丹波町督促手数料及び延滞金条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うもの。

議案第91号 京丹波町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）財政調整基金条例の一部を改正する条例の制定につきましては、国民健康保険制度改革等に伴い、所要の改正を行うもの。

議案第92号 京都市市町村職員退職手当組合理約の変更につきましては、京都市市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体に相楽東部広域連合を加え、組合理約を変更することについて議会の議決を求めるもの。

議案第93号 京丹波町在宅介護支援センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定につきましては、在宅介護支援センターが担っていた高齢者や家族からの相談、援助等の対応については、地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防ケアマネジメント等を総合的に行うことを目的に創設された地域包括支援センターに機能が移管されたことにより廃止するもの。

議案第94号 京丹波町新庁舎整備事業 駐車場等外構工事請負契約につきましては、新庁舎建設に伴い、駐車場等周辺施設を整備しようとするものであり、野口・イワキ特定建設工事共同企業体と1億829万5,000円で契約を締結しようとするものであります。

議案第95号 令和2年度京丹波町一般会計補正予算（第6号）につきましては、補正前の額144億4,035万円に、今回1億3,410万円を追加し、補正後の額を145億7,445万円とすることをお願いしております。

歳出の主な事業といたしまして、初めに総務費では、ふるさと応援寄附金事業につきましては、本年度の収入実績に基づき、さらなる寄附金の増額が見込まれますことから、9,051万3,000円を増額することをお願いするものであります。

また、第5回臨時会で議決いただきました期末手当に係ります条例改正に基づき、特別職人件費につきましては56万9,000円の減額をお願いするとともに、一般職の人件費全体につきましても各項目におきまして精査を行い、それぞれ必要な補正をお願いしております。

次に、交通対策一般事業では、支え合う地域づくりの推進を図ることを目的としたコミュニティ・カーシェアリングの導入等に必要な経費として90万3,000円の計上をお願いするものであります。

民生費では、国民健康保険事業特別会計繰出事業に668万7,000円を、また障害者自立支援事業に214万1,000円の増額をそれぞれお願いしております。

また、新型コロナウイルス感染症対策体制強化事業として、手話通訳者及び要約筆記者派遣事業従事者等への感染防止物品の整備に11万円の計上をお願いいたしますとともに、介護施設等整備事業では、介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策を図るため、社会福祉法人山彦会が国の補助金を活用して各施設に簡易陰圧装置の整備等を行うものであり、町予算を経由して補助金を支出することから、所要額3,973万2,000円の計上をお願いするものであります。

また子育て応援成事業では、子育て世帯住宅リフォーム支援事業の申請件数の増加に伴い100万円の増額をお願いするとともに、子育て支援図書カード配布事業に134万7,000円の計上をお願いするものであります。絵本等を通じ、子どもの豊かな心の育みと意欲や想像力の醸成を図るとともに、コロナ禍において新しい生活様式が求められる中で、家庭生活の充実を図ることを目的として、町内に住民登録がある未就学児童に対しまして、1人3,000円の図書カードの配布を行うものであり、議員及び特別職期末手当の減額により捻出した財源の活用を図るものであります。

農林水産業費では、農業振興事業としまして、和知ふるさと振興センターの育苗施設に係る設備改修に対する補助金として227万7,000円の計上をお願いするとともに、中山間地域等直接支払事業で1,000万円の減額をお願いするものであります。

また、畜産業費の畜産競争力強化整備事業につきましては、国の補正予算により京丹波町畜産クラスター協議会が施設整備を実施する畜産酪農収益力強化整備等特別対策事業の取組に伴い、同協議会に対する補助金について町予算を経由して支出する必要がありますことから、所要額6,450万円の計上をお願いするものであります。

次に、林業振興費の公有林整備事業につきましては、782万9,000円の減額をお願いするものであります。

商工費では、休業要請対象事業者支援給付金支給事業につきましては、支援給付金の支給実績に基づく精査を行い940万円の減額をお願いするものであります。

また、観光費では、新型コロナウイルス対策観光振興事業につきましては、京丹波にぎWA Iキャンペーンにおける各種事業の利用増加に伴い、940万円の増額をお願いするものであります。

教育費では、先ほど総務費での説明と同様に、教育長人件費につきましては、3万5,000円の減額をお願いするものです。

また、学校教育情報化機器整備事業において、小中学校におけるシステム機器に係る精査及びGIGAスクール構想環境整備事業の精査により、2,989万3,000円の減額を

お願いするものであります。

その他、各種事業につきまして事業精査を行い、必要な補正をお願いするものであります。  
以上、歳出予算に係る主な内容であります。

次に、歳入の主なものといたしまして、府支出金では、民生費府補助金の地域密着サービス等整備助成事業補助金につきまして、歳出と同額の3,973万2,000円を計上し、また、農林水産業費府補助金の畜産競争力強化整備事業補助金につきましても、歳出と同額の6,450万円を計上するものであります。

寄附金では、ふるさと応援寄附金の増額を見込み6,000万円の計上をお願いするものです。

繰入金では、財政調整基金繰入金につきましては、特定財源の精査などによります財源調整によりまして2,772万5,000円を減額しております。

地方債につきましては、合併特例事業債につきまして1,460万円を計上し、過疎対策事業債につきまして1,530万円の減額をお願いするものであります。事業財源の振替に伴い補正をお願いするものです。

また、その他の歳入につきましても、それぞれ精査を行い必要な補正をお願いするものであります。

以上、一般会計補正予算の提案説明とさせていただきます。

次に、議案第96号 令和2年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）では、補正前の額17億9,920万円に3,976万2,000円を追加し、補正後の額を18億3,896万2,000円とすることをお願いしております。人件費及び保険給付費の精査等により増額をお願いするものであります。

議案第97号 令和2年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）では、補正前の額2億6,290万9,000円に52万9,000円を追加し、補正後の額を2億6,343万8,000円とすることをお願いしております。後期高齢者医療広域連合納付金の精査等により増額をお願いするものであります。

議案第98号 令和2年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）では、事業勘定において、補正前の額21億6,034万9,000円に241万8,000円を追加し、補正後の額を21億6,276万7,000円とすることをお願いしております。介護給付費等の精査等により増額をお願いするものであります。

また、老人保健施設サービス勘定においては、補正前の額1億5,718万7,000円から446万9,000円を減額し、補正後の額を1億5,271万8,000円とするこ

とをお願いしております。人件費等の精査により減額をお願いするものであります。

議案第99号 令和2年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第2号）では、補正前の額9億9,176万4,000円から1,500万円を減額し、補正後の額を9億7,676万4,000円とすることをお願いしております。地方公営企業法適用推進事業の精査等により減額をお願いするものであります。

議案第100号 令和2年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第2号）では、補正前の額1億2,812万7,000円に185万円を追加し、補正後の額を1億2,997万7,000円とすることをお願いしております。人件費等の精査により増額をお願いするものであります。

議案第101号 令和2年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算（第1号）では、補正前の額1,400万円に97万1,000円を追加し、補正後の額を1,497万1,000円とすることをお願いしております。地域振興対策補助金及び基金積立金の増額をお願いするものであります。

議案第102号 令和2年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第2号）では、収益的収入につきまして、補正前の額10億5,227万円から4,045万円を減額し、補正後の額を10億1,182万円とすることをお願いするものであります。外来医科収益の精査により減額をお願いするものであります。

また、収益的支出につきましては、補正前の額10億5,644万6,000円から4,045万円を減額し、補正後の額を10億1,599万6,000円とすることをお願いするものであります。人件費の精査等により減額をお願いするものであります。

次に、資本的収入につきましては、補正前の額3,624万6,000円に2,470万5,000円を追加し、補正後の額を6,095万1,000円とすることをお願いするものであります。新型コロナウイルス感染防止対策及び地域包括ケア事業に係る府補助金の交付に伴う増額であります。

また、資本的支出につきましては、補正前の額8,624万7,000円に2,165万6,000円を追加し、補正後の額を1億790万3,000円とすることをお願いするものであります。新型コロナウイルス感染防止対策及び地域包括ケア事業等に係る器機備品及び車両購入に伴う増額をお願いするものであります。

議案第103号 令和2年度京丹波町水道事業会計補正予算（第2号）では、収益的収入につきまして、給水収益の精査に基づく減額をお願いするものであり、他会計補助金の増額と合わせて財源調整を行うものであります。

収益的支出につきましては、補正前の額11億8,950万円に300万円を追加し、補正後の額を11億9,250万円とすることをお願いしております。施設維持修繕工事など営業費用の精査により増額をお願いするものであります。

次に、資本的収入につきましては、補正前の額4億7,314万9,000円から871万9,000円を減額し、補正後の額を4億6,443万円とすることをお願いしております。府補助金など各種財源の精査を行い減額をお願いするものであります。

資本的支出につきましては、補正前の額8億4,081万2,000円から1,331万円を減額し、補正後の額を8億2,750万2,000円とすることをお願いしております。施設改良費における減額をお願いするものであります。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。何とぞ慎重にご審議賜りまして、原案にご賛同いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（梅原好範君） 補足説明を担当課長に求めます。説明は、日程順にお願いいたします。  
長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） それでは、同意第3号 公平委員会委員の選任につきまして、補足説明を申し上げます。

まず、公平委員会委員につきましては、地方公務員法第9条の2の規定によりまして、3人の委員で組織することになっており、委員の選任につきましては、同条第2項の規定によりまして、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任することとなっております。

なお、主な職務といたしましては、職員の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する措置の要求を審査、判定し、必要な措置を取っていただくこと。また、職員に対する不利益な処分についての不服申立てに対する裁決、または決定をいただくことが主な職務となっております。任期は4年でございます。

なお、新たに任命することについて同意をお願いしております田淵敬治氏の職歴等につきましては、別添資料をご確認ください。

以上、簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。ご同意賜りますようよろしくお願いいたします。

続きまして、同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして、補足説明を申し上げます。

固定資産評価審査委員会の設置につきましては、地方税法第423条第1項並びに税条例

第77条の規定により、固定資産課税台帳に登録された価格に対する不服を審査決定するために、市町村に固定資産評価審査委員会を設置することとなっており、地方税法第423条第3項により、当該委員を選任することについて議会の同意をお願いするものであります。

委員の任期は3年で、現在、旧町単位に1名ずつ計3名の委員にお世話になっております。

なお、岡<sup>≡</sup>□樹氏の職歴等につきましては、別添資料をご確認ください。

以上、簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。ご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（梅原好範君） 大西農林振興課長。

○農林振興課長（大西義弘君） それでは、同意第5号 京丹波町農業委員会の委員に占める認定農業者等又は認定農業者等に準ずる者の割合を少なくとも4分の1とすることについての補足説明をさせていただきます。

お配りしております資料1と併せてご覧ください。

農業委員会の委員は、農業委員会等に関する法律第8条第5項の規定により、原則として、認定農業者である個人または認定農業者である法人の業務を執行する役員もしくは農林水産省令で定める使用人が農業委員の過半数を占めることとされています。

しかし、本町のように区域内に認定農業者の数が少ないなど、原則どおりに委員構成をすることが困難な場合には、例外規定が設けられているところでございます。

資料1の2ページに例外規定の考え方を記載させていただいておりますのでご覧ください。

まず、例外Aといたしまして、農業委員会等に関する法律施行規則第2条第1号において、委員の過半数を認定農業者等及び認定農業者等に準ずる者とするについて議会の同意を得たときとされています。

さらに、この過半数規定での委員任命が困難な場合には、例外Bといたしまして、同施行規則第2条第2号の規定を適用し、委員の少なくとも4分の1を認定農業者等または認定農業者等に準ずる者とするについて議会の同意を得ることとされております。

このたびの任期満了に伴います本町の次期農業委員を任命するにあたりまして、認定農業者等が2名、認定農業者等に準ずる者が6名であり、委員定数19名の過半数に満たないことから、この例外Bの施行規則第2条第2号の規定を適用することとし、議会の同意をお願いするものでございます。

資料の3ページ以降は、関係法令等を記載しておりますので、後ほどご確認をお願いいたします。

以上、誠に簡単ではございますが、同意第5号の補足説明とさせていただきます。

続きまして、同意第6号から同意第24号まで、農業委員会委員の任命につきまして補足説明を申し上げます。

農業委員会委員の任命につきましては、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、市町村長が議会の同意を得て任命することとされております。

任命に際しましては、地域の農業者や農業者が組織する団体等から候補者の推薦を求めるとともに、広く一般からの公募を行うこととされており、本町につきましては、9月1日から9月30日までを推薦と公募の期間として募集をさせていただいたところでございます。

募集の結果、推薦が19名、公募が1名の合計20名となったところでございます。

これを受けまして、京丹波町農業委員会の委員の選任に関する規定第8条により、京丹波町農業委員候補者評価委員会を開催し、年齢や地域性等を総合的に勘案し、19名の選任をさせていただいたところでございます。

それでは、同意第6号から同意第24号につきまして、順次、お名前と年齢を説明させていただきます。別途お配りしております資料2と併せてご覧ください。

同意第6号 山田 進氏、67歳。同意第7号 船越政雄氏、69歳。同意第8号 樹山敬二氏、67歳。同意第9号 岩崎弘一氏、65歳。同意第10号 清水淳之助氏、68歳。同意第11号 北村和夫氏、71歳。同意第12号 野口芳彦氏、65歳。同意第13号 山内建夫氏、71歳。同意第14号 中尾一夫氏、61歳。同意第15号 松野堯俊氏、75歳。同意第16号 山▲重信氏、66歳。同意第17号 軽尾 孝氏、63歳。同意第18号 宇野栄晃氏、50歳。同意第19号 北村辰浩氏、56歳。同意第20号 大西保夫氏、73歳。同意第21号 山内康彦氏、75歳。同意第22号 川邊隆夫氏、71歳。同意第23号 谷 義春氏、66歳。同意第24号 下村 虔氏、73歳でございます。全員の方が京丹波町内に住所を有しておられます。

なお、主な経歴につきましては、裏面及び資料に記載しておりますので、後ほどご確認をお願いいたします。

また、任期につきましては、令和3年2月11日から令和6年2月10日となっております。

以上、簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。ご同意賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（梅原好範君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） 議案第85号 京丹波町議会議員及び京丹波町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定につきまして、補足説明を申し上げます。

今回の公職選挙法の改正につきましては、令和2年12月12日に施行されるところであり、町村の選挙におきまして立候補に係ります環境改善のため、選挙公営（公費負担）の対象を市と同様のものに拡大されたところでもあります。

その内容といたしまして、町議会議員選挙におきましては、選挙運動用自動車、選挙ポスターに係る経費につきましては公費負担となり、これまでは認められていませんでした選挙用ビラの頒布が解禁となるとともに、単価や枚数等には制限はありますが、公費負担となりました。

また、町長選挙におきましても、選挙運動用自動車、選挙用ポスター、選挙用ビラに係る経費につきましては、単価や枚数等には制限はありますが、公費負担となりました。

1枚めくっていただき、条例案をご覧ください。

まず、第1条、趣旨では、町議会議員及び町長選挙における自動車の使用、ビラ・ポスターの作成の公費負担に関し必要な事項を定めるとしております。

第2条、選挙運動用自動車の使用の公費負担では、自動車の使用に関する公費負担の単価、算出方法について定めております。

第3条、選挙運動用自動車の使用の契約締結の届出では、選挙運動用自動車の使用に関し、一般乗用旅客自動車運送業経営者等と契約を締結し、その旨を委員会に届け出なければならないとしております。

第4条、選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払手続では、運動用自動車の使用に当たり、公費負担額の支払手続について規定しているもので、町は、運送事業者等からの請求に基づき運送業者等に支払うこととしております。

また、1号では、1日に複数台自動車を使用した場合は、候補者がいずれか1台を指定することや、2号では、運送事業者等以外のものとの契約において、1日に支払うことのできる自動車の借入単価及び1日の燃料代単価、運転手の雇用単価を規定しているものであります。

第5条、選挙運動用自動車の使用の契約指定では、運送事業者と運送事業者以外のいずれとも契約している場合は、候補者がいずれかを指定することとしております。

第6条、選挙運動用ビラの作成の公費負担では、選挙運動用ビラ作成に係ります公費負担となる1枚当たりの作成単価の限度額及び限度となる枚数を定めており、また、それに基づく算出方法について規定をしております。

第7条、選挙運動用ビラの作成の契約締結の届出では、選挙運動用ビラ作成に関し、作成業者と契約を締結し、その旨を委員会に届け出なければならないとしております。

第8条、選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続では、運動用ビラの作成にあたり、公費負担額の支払手続について規定しているもので、町は、ビラ作成業者等からの請求に基づき、ビラ作成業者に支払うこととしております。

第9条、選挙運動用ポスターの作成の公費負担では、選挙運動用ポスター作成に係ります公費負担の範囲について定めるものであります。

第10条、選挙運動用ポスターの作成の契約締結の届出では、選挙運動用ポスター作成に関し、作成業者と契約を締結し、その旨を委員会に届け出なければならないとしております。

第11条、選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続では、運動用ポスターの作成にあたり、公費負担額の支払手続について規定しているものでありまして、1枚当たりの作成単価及び公費負担額限度の算出方法について定めており、その負担額につきましては、ポスター作成業者等からの請求に基づき、ポスター作成業者に支払うこととしております。

第12条、委任では、この条例の施行に関し必要な事項は委員会が定めるとしております。

なお、候補者1人、1日当たりの上限となります自動車の借入単価、燃料代単価及び運転手の雇用単価、また、ビラ・ポスターの作成枚数及び作成単価につきましては、参考資料を添付しておりますのでご確認ください。

以上、補足説明とさせていただきます。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（梅原好範君） 補足説明の途中でございますけれども、議場内換気の必要がありますので、これより暫時休憩に入ります。再開は10時20分とします。

休憩 午前10時05分

再開 午前10時20分

○議長（梅原好範君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

久木住民課長。

○住民課長（久木寿一君） それでは、議案第86号 京丹波町における太陽光発電施設の適正な設置及び管理に関する条例の制定についての補足説明を申し上げます。

近年、地球温暖化対策としての再生可能エネルギーの中心的な役割を持つものとして、太陽光発電が注目され、全国的に太陽光発電事業の導入が急速に進みました。

このような中、本町では、平成29年に京丹波町太陽光発電施設の設置に関するガイドラインを策定し、適正な施設の設置、管理等を促してきましたが、その中で一部課題も出てきたところであります。そのため、施設の設置時はもちろん、事業中における施設の安全かつ良好な維持管理、さらには廃止後の施設の適切な撤去等の措置に至るまで必要な事項を定め、手続等を明確にして太陽光発電事業者に適正に太陽光発電事業を行ってもらうために制定す

るものであります。

また、不適切な事案に対しましては、町が一定の権限を持って指導を行うなど、的確に対応できるようにするものであります。

この条例は、現行の京丹波町太陽光発電施設の設置に関するガイドラインに替えて運用しようとするものでございます。

それでは、条項に沿いながら説明いたします。

第1条は、制定の目的です。

この条例は、太陽光発電施設が地球温暖化に資する一方で、生活環境、自然環境等に影響を及ぼすことに鑑み、太陽光発電施設の適正な設置及び管理について、基本的かつ必要な事項を定めることにより、太陽光発電事業と地域との共生を図り、地域住民等の安全な生活と京丹波町の環境の保全に寄与することを目的としております。

第2条は、用語の定義です。

第1号、太陽光発電施設とは、太陽光を電気に変換する設備及びその附属設備であり、屋根等に設置されているものを除きます。

第2号、太陽光発電事業とは、太陽光発電施設を設置し発電を行う事業で、設置のための樹木の伐採や造成工事も含んでいます。出力は、一般的に事業用とされる10キロワット以上を対象とします。

第5号、周辺住民等とは、まず、アは、事業区域に隣接する土地の所有者と建築物の居住者等を言います。土地との間に道路や河川等があって、それが無いものとした場合に影響を受けると認められる場合には、その土地と建築物も含みます。

イは、事業区域に関係する区、自治会等を言います。

ウは、太陽光発電事業によって影響を受けることが懸念される農業者や農業団体などです。ウとエにつきましては、比較的大規模な施設の場合など、影響の度合いによって該当していくことといたします。

第3条から第5条までは、町事業者、町民それぞれの立場での責務を定めています。

第6条からは、手続等の規定になります。

第6条は、事前協議についてです。事業者が太陽光発電事業を行おうとするときは、事前協議をすることを義務づけています。円滑に手続が進められるように、事前協議で発電規模、土地の状態などにより、必要に応じて事業計画、添付書類について指導することとします。

第7条は、事業者が計画について、周辺住民等への事前説明を行うよう義務づけています。第2項では、周辺住民等の理解を得るように努めなければならない。第3項では、説明結果

を町長へ報告しなければならないとそれぞれ定めております。

第8条は、事前協議が終了した後に、太陽光発電施設設置のための樹木等の伐採、造成工事を含み、工事着手の30日前までに太陽光発電施設の設置に関する計画、以下事業計画といいますが、その届出を義務づけています。

第9条は、施設基準です。太陽光発電施設の設置等に関し、環境の保全、防災上の措置、安全性の確保、廃止後の措置などを施設基準として定め、これに従うことを義務づけています。

第10条は、事業計画に変更があるときは変更の届出を義務づけています。

第11条は、工事着手等の届出の義務づけ。

第12条は、事業者名、工事責任者名とその連絡先、発電の規模等に関する情報を記した標識の掲示を義務づけて、責任の所在を周知するようにしています。

第13条は、維持管理についての規定です。太陽光発電事業を実施する間、災害の防止または生活環境等の保全に支障がないよう、常時安全かつ良好な状態に維持管理しなければならないとしています。

第14条は、廃止するときの届出と適切な撤去等の措置を行うよう義務づけています。

第15条は、必要があると認めるときは、太陽光発電事業に関する報告または資料の提出を求めることができるというもの。

第16条は、本条例の施行に関し、必要な限度において立入り調査等ができるとしています。ただし、この立入り調査は、行政調査の範囲内であって、犯罪捜査までの権限がないということを第3項で定めています。

第17条は、必要があると認めるときは、事業者に対し必要な措置を講ずるよう指導または助言を行うことができるとし、条例で定める届出をしなかったり、虚偽の届出をしたり、適切な措置をしなかったりしたときなどは、事業者に対し勧告することができるとし、第18条では、その勧告に従わないときは、事業者に対し必要な措置を講ずるよう命令することができるとして定めています。

さらに、第19条は、その命令に対し事業者が正当な理由なく命令に従わないときは、事業者の氏名等を公表することができるとして定めています。

第20条は、規則への委任規定です。議案資料として、本条例施行規則（案）を添付しております。その規則では、事前協議の手續や添付図書、施設基準の内容、各種様式など必要事項を定めています。

最後に、附則です。第1項ですが、この条例は令和3年4月1日から施行します。

今後のスケジュールといたしまして、本条例を議決いただきましたら年内に施行規則とともに公布し、3か月程度の周知期間を設けた上で施行することを予定しております。施行日以降は、ガイドラインから条例に引き継ぐこととなります。

第2項以降は、経過措置の規定です。第2項で施行日より前に設置工事に着手した、または既に設置を完了した、もしくは現在運用中の太陽光発電事業については、事前協議、事業計画に関する届出、工事着手等の届出など、設置工事に係る規定など一部を適用しないこととしています。それ以外の維持管理、廃止、撤去等の措置などについては対象として、この条例の規定が適用されることとなります。

以上、補足説明といたします。ご審議の上、ご議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（梅原好範君） 栗林にぎわい創生課長。

○にぎわい創生課長（栗林英治君） それでは、議案第87号 京丹波町町営バス運行事業条例の制定について、補足説明を申し上げます。

町営バスの利用促進と利便性を図るため、京丹波町町営バス運行事業条例の全部を改正するものでございます。

それでは、議案書に添付しております条例（案）をご覧ください。

第1条で目的、第2条で路線及び運行区間を、第3条で料金を定め、片道料金を200円に統一し、利用者の利便性と利用促進を図るものです。

第4条では、料金の割引に関する規定及び定期旅客料金及び回数券利用料金を定め、最終ページの別表に記載をしております。

第5条では事業所の設置について、第6条で条例の施行について必要な事項は別に規則を定め、停留所等規則に規定しておるところでございます。

なお、この条例の施行につきましては、令和3年4月1日からの施行と考えております。

以上、補足説明とさせていただきます。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（梅原好範君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） 議案第88号 京丹波町行政組織の一部改編に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきまして、補足説明を申し上げます。

今回の条例制定につきましては、行政組織の一部改変に伴い、関係条例の整理を行うものであります。

新旧対照表をご覧ください。内容といたしましては、第1条関係の京丹波町課設置条例について、現在の保健福祉課を2つの課に分けまして、福祉支援課及び健康推進課とするもの

であります。

次のページをご覧ください。それぞれの事務分掌につきましては、福祉支援課が（１）福祉一般、福祉事業の企画及び推進に関する事、（２）高齢者及び障害者等の福祉に関する事、（３）介護保険に関する事。（４）地域包括支援センターに関する事を所掌し、健康推進課が（１）保健一般、保健事業の企画及び推進に関する事、（２）保健指導、住民健診、感染症予防及びその他公衆衛生に関する事、（３）保健福祉センターの管理運営に関する事を所掌することとしております。

次に、４ページをご覧ください。第２条関係の京丹波町職員の管理職手当に関する条例につきましては、管理職の指定を保健福祉課長から福祉支援課長及び健康推進課長と改正するものであります。

以上、補足説明とさせていただきます。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（梅原好範君） 久木住民課長。

○住民課長（久木寿一君） 議案第８９号 京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての補足説明を申し上げます。

今回の改正は、地方税法施行令の一部を改正する政令の施行に合わせたもので、令和３年度分以後の国民健康保険税に適用されるものでございます。

まず、添付しております議案資料をご覧ください。国民健康保険税条例の改正についてという資料です。

平成３０年度税制改正におきまして、給与所得控除と公的年金等控除がそれぞれ１０万円引き下げられまして、基礎控除が１０万円引き上げられました。これに伴いまして、国保税の７割、５割、２割の軽減判定所得の算定における基礎控除額相当分の基礎額についても３３万円から１０万円引き上げ４３万円とし、さらに、給与所得と公的年金等の所得のある者が世帯内に２人以上いる場合には、２人目から１人につき１０万円を加算します。

このように、個人所得課税の見直しが国保税の軽減判定で被保険者の不利益にならないように措置するものでございまして、この改正により税制改正前と同じ水準で７割、５割、２割の軽減判定を行うこととなります。

次に、議案の新旧対照表をご覧ください。

１ページ、第２３条では、国民健康保険税の減額について定めています。第１号は７割軽減について、２ページの第２号は５割軽減について、第３号は２割軽減について規定しています。各号におきまして、先ほど説明申し上げました基礎控除額を４３万円とし、２人以上の世帯では２人目から１人につき１０万円加算するという改正分となっております。

3 ページ、第 23 条の 2 では、所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）という用語が初めて出てくるのが第 23 条となったことから、ここでは所得税法のみ表記に改めるものでございます。

次に、附則第 4 項の改正です。

4 ページで、まず、及び山林所得金額を追加しているのは、引用元である第 23 条において、法第 703 条の 5 に規定する総所得金額という表記が 2 か所増えます。そのために、及び山林所得金額を加えることで、それらの 2 か所とは異なる表記にいたしまして読替え箇所を特定するものであります。

最後に、110 万円を 125 万円へ読み替えている部分についてでございます。この第 4 項は、公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例として、当分の間、65 歳以上の方の公的年金等に係る所得から公的年金と控除を合わせて、公的年金調整控除として 15 万円を控除するという規定です。第 23 条にあります 110 万円にこの附則で規定する課税の特例が措置されている 15 万円控除を合わせ、125 万円として読み替えることを規定しております。

以上、補足説明といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（梅原好範君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） 議案第 90 号 京丹波町督促手数料及び延滞金条例の一部を改正する条例の制定につきまして、補足説明を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が令和 3 年 1 月 1 日に施行されることに伴いまして、延滞金等の割合が見直され、特例基準割合という用語が延滞金特例基準割合という用語に見直されることから改正するものであります。

現行の通常延滞金の割合は、財務大臣が告示する割合である特例基準割合を基本として運用されてきましたが、延滞金特例基準割合と名称を変えまして運用することとなります。

また、これと同時に、それぞれの特例基準割合の基礎となる財務大臣が告示する割合が平均貸付割合と名称変更されるというものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（梅原好範君） 久木住民課長。

○住民課長（久木寿一君） 議案第 91 号 京丹波町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）財政調整基金条例の一部を改正する条例の制定についての補足説明を申し上げます。

改正箇所につきまして、新旧対照表で説明いたします。

まず、題名と第 1 条、第 2 条、第 4 条にあります（事業勘定）の用語を削るものであります。

す。これは、国民健康保険事業特別会計の名称に係るものでございまして、平成22年度までは国民健康保険事業を運営する事業勘定のほかに和知診療所勘定と和知歯科診療所勘定という直営診療施設を運営する勘定がありましたが、平成23年度からは、これら診療所も国保京丹波町病院事業会計に含むこととなりました。これに伴いまして、国民健康保険事業特別会計は事業勘定だけとなったため、事業勘定の表記を用いる必要がなくなり、国民健康保険事業特別会計として表しております。

しかしながら、この基金条例には事業勘定の表記が残ったままとなっていましたので、今回整理させていただくものであります。

次に、基金の処分、いわゆる取崩しによるお金の使い道の規定について改正するものであります。改正前は保険給付費のほかに老人保健拠出金、前期高齢者納付金、後期高齢者支援金、介護納付金、保健事業に要する費用の財源と規定していましたが、平成30年度の国民健康保険制度改革によりまして、都道府県が財政運営の責任主体を担うこととされまして、保険給付費と保健事業以外は各課目を変更しており、これに併せて改正をお願いするものであります。

なお、それ以降における基金の処分はございません。

本来は、制度改正等に合わせまして関係する本条例も改正すべきであります。改正が今となってしまったことをおわび申し上げまして、補足説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（梅原好範君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） 議案第92号 京都府市町村職員退職手当組合理約の変更につきまして、補足説明を申し上げます。

地方自治法第290条におきまして、組織する団体数を増減する場合は、議会の議決を要することとされておりますことから今回お願いするものであります。

組合に加入される理由といたしましては、京都府からの派遣職員を採用するにあたりまして、派遣期間中に当該職員が退職した場合は、広域連合が退職手当を支給することとされていること。また、今後新たに職員を採用されることを想定して、令和3年4月1日からの加入を希望されております。

なお、広域連合が加入することで、既に参加している団体の負担金などに対する影響はございません。

以上、補足説明とさせていただきます。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（梅原好範君） 岡本保健福祉課長。

○保健福祉課長（岡本明美君） それでは、議案第93号 京丹波町在宅介護支援センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定につきまして、補足説明を申し上げます。

在宅介護支援センターにつきましては、平成元年に高齢者保健福祉推進10か年戦略、いわゆるゴールドプランによりまして、高齢者の在宅福祉や施設福祉の基盤整備の推進の一環として、高齢者やその家族が身近なところで専門職による相談・援助が受けられるよう、中学校区に1か所の設置を基本に整備が進められた施設でございます。

本町では、旧3町におきまして、それぞれ1か所の在宅介護支援センターが設置され、平成17年10月の合併時には、京丹波町健康管理センターに併設された在宅介護支援センターを基幹型に、また、瑞穂保健福祉センターと旧和知町が委託をしておりました社会福祉法人わち福祉会「長老苑」でございますが、在宅介護支援センターを地域型と位置づけ、相談等の対応を行ってまいりました。

その後、介護保険法の改正によりまして、平成18年に地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防ケアマネジメントなどを総合的に行うことを目的に地域包括支援センターが創設され、在宅介護支援センターに代わる機能として位置づけられたところでございます。

本町におきましても、健康管理センターに町直営の地域包括支援センターを設置し、平成20年度からは瑞穂保健福祉センターへ拠点を移し、総合相談支援業務をはじめ成年後見制度の活用促進や高齢者虐待への対応などの権利擁護事業、また、地域ケア会議等を通じた医療・保健・介護分野等の多職種連携やケアマネジャーの後方支援などを通じ、地域の高齢者を支える中核機関としてその役割を担っているところでございます。

こうした経過等を踏まえつつ、このたび、本条例の廃止を提案させていただくものでございます。

以上、簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（梅原好範君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） 議案第94号 京丹波町新庁舎整備事業 駐車場等外構工事請負契約につきまして、補足説明を申し上げます。

議案に添付しております資料に基づき、その内容を説明させていただきます。

各資料の右上に資料番号をお示しさせていただいております。

まず、資料1の位置図に続きまして、資料2は工事概要となっております。後ほどご確認をよろしく願いいたしたいと思っております。

資料3-1につきましては、全体の工事範囲等を示しております。緑色で着色した部分が植栽工で、張芝等でございます。ピンク色の丸があるかと思いますが、そちらについては桜（ソメイヨシノ）を植樹する予定としております。黄色の丸がイチヨウを植樹する予定としております。その他緑色の丸はその他の植栽となっております。

また、赤色の線で囲んだ図面左側の部分でございますが、本庁舎の前及び東側の無着色部分は来庁者用の駐車場でございまして、合計117台、うち障害者用専用4台が収容できるものとなっております。また、大型車駐車場も確保しております。もう一方、図面右側の駐車場は、職員用の駐車場でございます。96区画でございます。

次に、資料3-2をご覧ください。

大変文字が細かくて申し訳ございませんが、側溝及び暗渠排水等を図示しております。オレンジ色の一本線が地下に埋設する暗渠排水、二重線が地上の表流水を受ける開渠の側溝となっております。暗渠排水は、塩化ビニール管で口径150ミリから450ミリとしております。側溝は、コンクリート製品及び一部現場打側溝としております。

次に、資料3-3は、アスファルト等舗装、縁石、区画線についての図面となっております。

次の資料3-4でございますが、張芝の部分でありますとか植樹箇所及び樹種を示した図面となっております。

資料3-5でございます。主に国道9号線沿い部分の植樹等を示しております。

資料3-6からは、職員の駐車場部分についての図面となっております。資料3-6は、排水施設についての図面でございます。

資料3-7でございますが、アスファルト等の舗装でありますとか縁石、区画線についての図面となっております。

最後に、資料3-8は、駐車場周辺の植栽等を示しておるものでございます。

また、図面資料の一番最後に、入札結果表を添付しておりますので、後ほどご確認くださいませようよろしくお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（梅原好範君） 松山企画財政課長。

○企画財政課長（松山征義君） それでは、議案第95号 令和2年度京丹波町一般会計補正予算（第6号）につきまして、補足説明を申し上げます。

概要といたしましては、先ほどの町長の提案説明のとおりであります。

ページをめくっていただきまして、第1表につきましては、後ほど事項別明細書で説明をさせていただきます。

初めに、6ページ、第2表の地方債補正でございます。

初めに、合併特例事業債につきましては、1,460万円を増額しております。地方債の借入協議に伴いまして、森林管理道開設事業に対する財源について、過疎対策事業債から本事業債に振り替えることとなったことから増額をお願いするものであります。このため、過疎対策事業債につきましては、1,530万円を減額をさせていただくものでございます。

以上、合計では、70万円の減額となりまして、補正後の発行額は26億20万円といたしております。うち交付税の算入でございますけれども、約72%の18億7,200万円余りが算入いただける地方債となっているところでございます。

次に、補正予算の主立った項目につきまして説明をさせていただきます。

まず、歳出からでございますけれども、全般といたしまして、各費目を通じまして、事業精査に基づく決算見込みを立て、必要な補正をお願いするものであります。人件費関係につきましても、人事院勧告に伴う期末手当の補正を含めまして必要な精査を行っております。

それでは、事項別明細書の7ページをお願いいたします。

初めに、2款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費のふるさと応援寄附金事業につきまして、9,051万3,000円の増額をお願いするものであります。ふるさと応援寄附金の収入実績に基づき、さらなる寄附金の増加を見込むことから、ふるさと産品や基金積立など必要な経費につきまして増額をお願いするものであります。

同じく、特別職人件費といたしまして、56万9,000円を減額いたしております。先ほどの町長提案理由説明のとおり、町理事者に係る期末手当の減額を行うものであります。

同じく、8ページ、7目、支所費では、支所財産管理事業といたしまして、120万円の計上をお願いするものであります。瑞穂支所の移転計画に基づき、移転先として予定いたしております瑞穂保健福祉センター改修に必要な設計業務委託料及び旧桧山保育所敷地内における支障木伐採に係る経費について計上をお願いするものであります。

同じく、10目、交通対策費では、交通対策一般事業に90万3,000円の計上をお願いするものであります。支え合う地域をつくることを目的としたコミュニティ・カーシェアリングの導入を図ることといたしまして、実施地域に対する組織の設立サポートに必要な経費及び実施団体への事業運営補助金など、所要の経費について計上をお願いするものであります。

次に、10ページから11ページ、3款、民生費、1項、社会福祉費、1目、社会福祉総

務費につきましては、国民健康保険事業特別会計繰出事業に668万7,000円の増額をお願いしております。特別会計の補正に伴う繰出金の増額であります。

同じく、11ページ、3目、障害者福祉費につきましては、障害者自立支援事業に214万1,000円の増額をお願いするものであります。補装具給付扶助費の増加に伴う補正であります。

同じく、新型コロナウイルス対策体制強化事業といたしまして、11万円の計上をお願いしております。意思疎通支援事業における新型コロナウイルス感染拡大防止対策といたしまして、手話通訳者及び要約筆記者派遣事業従事者等に対する透明マスクの購入費用に必要な経費についてお願いするものでございます。

なお、財源につきましては、2分の1相当額につきましては、障害者総合支援事業費補助金が充当されるものであります。

同じく、4目、老人福祉費につきましては、老人保健施設サービス勘定繰出事業につきまして、519万1,000円の減額をお願いするものです。特別会計の補正に伴う繰出金の減額でございます。

また、介護施設等整備事業に3,973万2,000円の計上をお願いいたしております。社会福祉法人山彦会が国の補助金を活用して各施設に簡易陰圧装置の整備等を図るものであり、町予算を経由して補助金を支出するため、介護施設等整備事業補助金として計上をお願いするものでございます。

なお、財源につきましては、その全額につきましては、京都府地域密着型サービス等整備助成事業補助金が充当されるものであります。

次に、12ページ、2項、児童福祉費、1目、児童福祉総務費につきましては、すこやか子育て祝金事業で本年度における交付件数の状況から70万円の増額をお願いいたしております。

また、子育て応援助成事業につきましては、100万円の増額をお願いいたしております。子育て世帯住宅リフォーム支援事業に係る増加分1件に対応するものであります。

同じく、子育て支援図書カード配布事業に134万7,000円の計上をお願いするものであります。子どもの豊かな心の育みと意欲や想像力の醸成を図るとともに、コロナ禍において新しい生活様式が求められる中で、家庭生活の充実を図ることを目的といたしまして、町内に住民登録がある未就学児童を対象に1人3,000円の図書カードを配布するものであり、議員並びに特別職期末手当削減により捻出した財源を活用して事業に取り組むものでございます。

同じく、13ページ、3目、保育所費では、それぞれ必要な事業精査を行い、保育所運営事業については41万円の減額、また、保育所施設管理事業では63万6,000円の増額、さらに、保育所給食事業につきましては、178万1,000円の減額をそれぞれお願いするものでございます。

次に、14ページ、4款、衛生費、1項、保健衛生費、2目、保健事業費の母子保健事業では、前年度補助金の精査に伴う国・府支出金返還金として、22万3,000円の増額をお願いいたしております。

同じく、3目、予防費の予防接種事業におきましても、前年度補助金の精査に伴う国・府支出金返還金について、32万3,000円の増額をお願いしております。

次に、15ページ、6款、農林水産業費、1項、農業費、3目、農業振興費の農業振興事業につきましては、227万7,000円の計上をお願いしております。和知ふるさと振興センターに対する育苗施設の設備改修補助を行うものであります。

また、中山間地域等直接支払事業につきましては、事業精査に伴い1,000万円の減額をお願いするものでございます。

同じく、4目の畜産業費、畜産競争力強化整備事業につきましては、6,450万円の計上をお願いするものであります。同額の国庫補助を受けて行う間接補助事業であり、町の予算を経由して事業者に対し補助金を支出するものであります。先ほどの町長からの提案理由説明にもございましたとおり、京丹波町畜産クラスター協議会が施設整備を行う畜産酪農収益力強化整備等特別対策事業、いわゆる畜産クラスター事業に係るものであります。牛舎1棟の新築に係る補助金について計上をお願いするものであります。また、同額を歳入予算において計上いたしております。

次に、16ページ、2項、林業費、2目、林業振興費の公有林整備事業では、本年度における事業実施予定内容の精査を行い、782万9,000円の減額をお願いするものでございます。

同じく、7款、1項、商工費、2目、商工振興費では、休業要請対象事業者支援給付金支給事業として940万円の減額をお願いするものであります。給付事業の支給実績に基づき精査を行うものであります。

また、新型コロナウイルス対策小規模事業者等支援事業では、予算の振替をお願いするものであります。具体的には、さきの補正予算にて議決をいただきました地方創生臨時交付金を活用し、1か月の売上げが前年度と比較して30%以上50%未満減少している中小企業及び小規模事業者に対して上限30万円を給付する小規模事業者等支援給付金から、同じく、

新型コロナウイルス感染症対策として、町内中小企業・小規模事業者等が取り組む感染予防対策に対して補助金を交付して支援を行う感染拡大予防支援補助金への予算振替をお願いするものであり、現在までの申請実績等から勘案し、2,000万円を振り替えることにより、事業の円滑な推進と併せて交付金の有効活用を図るものであります。

同じく、16ページ、3目、観光費では、新型コロナウイルス対策観光振興事業に940万円の増額をお願いするものであります。京丹波にぎWA Iキャンペーンにおける宿泊助成及び宴会助成の利用増加に対応するためお願いするものであります。先ほどの休業要請の事業及び本事業の財源となります地域創生臨時交付金についてもそれぞれ同額を振り替えております。

次に、17ページ、10款、教育費、1項、教育総務費、2目、事務局費につきましては、教育長人件費として3万5,000円を減額いたしております。

次に、18ページ、4目、情報化推進費の学校教育情報化機器整備事業では、2,989万3,000円の減額をお願いしております。小中学校における校務系システム機器の更新に係る事業精査により1,902万2,000円の減額と合わせて、GIGAスクール構想環境整備事業に係ります事業精査により1,087万1,000円をそれぞれ減額することをお願いするものであります。また、GIGAスクールに係る事業費の財源となります地方創生臨時交付金につきまして、歳出の同額の1,087万1,000円を本事業に係る充当財源から減額するとともに、同額を商工振興費の京丹波町スーパープレミアム商品券事業への充当財源として振替を行うものであります。

また、19ページ、2項、小学校費、1目、学校管理費の小学校一般管理事業では、各学校における必要経費の精査によりまして、36万5,000円の増額をお願いしております。

同じく、2目、教育振興費の小学校教育振興一般事業につきましても、各学校における必要経費の精査によりまして、87万8,000円の減額をお願いしております。

また、児童扶助事業につきましても、事業精査を行い138万8,000円の増額をお願いするものであります。

次に、19ページから20ページ、3項、中学校費、1目、学校管理費の中学校一般管理事業では、142万7,000円の増額をお願いしております。蒲生野中学校における通級指導教室開設に必要な備品整備を図ることと併せまして、各学校における必要経費の精査により増額をお願いしております。

同じく、20ページ、2目、教育振興費の中学校教育振興一般事業につきましても、各学校における必要経費の精査により132万4,000円の減額をお願いしております。

同じく、生徒扶助事業につきましても、事業精査を行い74万円の増額をお願いするものであります。

次に、21ページ、12款、1項、公債費、1目、元金及び2目、利子につきましては、それぞれ精査を行い元金で92万9,000円、利子で513万5,000円の減額をお願いしております。

以上が歳出でございます。

戻っていただきまして、事項別明細書3ページをお願いいたします。

次に、歳入でございます。

初めに、16款、国庫支出金、1項、国庫負担金、1目、民生費国庫負担金では、1節、社会福祉費負担金の国民健康保険事業保険基盤安定国庫負担金につきまして、一般会計繰出金の精査に伴い112万8,000円の増額をお願いしております。

同じく、自立支援給付費国庫負担金につきまして107万円の増額をお願いしております。障害者自立支援事業の財源として充当するものであります。

同じく、3ページ、17款、府支出金、1項、府負担金、1目、民生費府負担金では、1節、社会福祉費負担金の国民健康保険事業保険基盤安定府負担金につきまして、国庫負担金と同様に一般会計繰出金の精査に伴い、371万8,000円の増額をお願いしております。

次に、4ページ、2項、府補助金、2目、民生費府補助金では、2節、老人福祉費補助金の地域密着型サービス等整備助成事業補助金につきまして、3,973万2,000円の計上をお願いするものであります。介護施設等整備事業の財源として充当するものであります。

また、3節の児童福祉費補助金では、子育て応援住宅総合支援事業補助金として50万円の増額をお願いいたしております。子育て応援助成事業に係る子育て世帯住宅リフォーム支援事業に対する財源として充当するものであります。

同じく、4ページ、4目、農林水産業費府補助金では、1節、農業費補助金の畜産競争力強化整備事業補助金につきまして、6,450万円の計上をお願いしております。畜産競争力強化整備事業の財源として充当するものでございます。

同じく、2節、林業費補助金の森林整備事業補助金につきましては、395万5,000円の減額をお願いいたしております。公有林整備事業の財源として充当しているものであり、事業精査に伴い減額するものであります。

次に、5ページ、19款、1項、1目、寄附金では、2節、総務費寄附金のふるさと応援寄附金において6,000万円の増額をお願いしております。ふるさと応援寄附金事業の財源として充当しているものであり、収入実績等に基づきまして増額をお願いいたしております。

す。

同じく、20款、繰入金、2項、基金繰入金、1目、財政調整基金繰入金につきましては、今回補正予算における財源調整の精査等に伴いまして、2,772万5,000円を減額するものであります。

最後に、5ページから6ページ、23款、1項、町債でございます。先ほど第2表、地方債補正でご説明を申し上げましたとおり、3目、農林水産業債におきまして、過疎対策事業債から合併特例事業債への事業振替を行うため、それぞれ必要な財源の補正をお願いするものであります。

また、その他各種の特定財源につきましても、歳出の補正に併せた必要な精査を行っております。

以上、議案第95号 令和2年度京丹波町一般会計補正予算（第6号）の補足説明とさせていただきます。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（梅原好範君） 久木住民課長。

○住民課長（久木寿一君） 議案第96号 令和2年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、補足説明を申し上げます。

事項別明細書3ページをお願いいたします。

まず、歳入ですが、3款、府支出金、1項、府補助金、1目、保険給付費等交付金では、普通交付金4,000万円を増額しております。普通交付金は、保険給付に要した費用に対し京都府から交付されるもので、歳出で増額計上しております保険給付費4,000万円の財源となります。

次に、5款、繰入金、1項、他会計繰入金、1目、一般会計繰入金、1節、保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）です。これは、保険税の軽減相当額を府4分の3、町4分の1の負担割合によりまして一般会計から繰り入れるもので、本年度分が確定しましたので420万6,000円を増額しております。

次に、2節、保険基盤安定繰入金（保険者支援分）です。これは、低所得者を多く抱える保険者を支援することを目的に国2分の1、府4分の1、町4分の1の負担割合により一般会計から繰り入れるもので、これについても本年度分が確定したので225万5,000円を増額しております。

次に、5節、財政安定化支援事業繰入金では、本年度の普通交付税の確定に伴い46万4,000円を増額しております。

8款、国庫支出金、1項、国庫補助金、1目、災害臨時特例補助金は、新型コロナウイルス

ス感染症の影響により収入が減少したことによる国民健康保険税の減免措置に対し国の財政支援を受けるもので、減免申請額68万2,000円のうち、今回交付決定があった22万5,000円を計上しております。残り分につきましては、今後において国によって措置されます。

次に、5ページの歳出、まず、1款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費は、人件費を23万8,000円減額しております。保健師1人分の人件費を精査したことによるものでございます。

2款、保険給付費、2項、高額療養費、1目、一般被保険者高額療養費では、今後必要な費用を見込み4,000万円を増額するものです。今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、特に上半期におきましては、通院・受診を控える傾向にありましたが、その中で特に新型コロナウイルス感染症に関係なく必要となる高額な治療や投薬が生じたことにより増額が必要となるものでございます。

以上、補足説明といたします。よろしく願いいたします。

続きまして、議案第97号 令和2年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、補足説明を申し上げます。

事項別明細書3ページをお願いいたします。

まず、歳入は、3款、繰入金の一般会計から繰り入れる1節、事務費繰入金は、制度改正に伴う電算システム改修負担金分として8万2,000円を計上しております。

2節、保険基盤安定繰入金は、保険料の軽減相当額を府4分の3、町4分の1の負担割合により一般会計から繰り入れるもので、本年度の繰入額が確定したため17万円を減額しております。

4款、繰越金は、前年度繰越金の確定により59万9,000円を増額しております。この繰越金は、前年度分として出納整理期間中に収納した保険料42万2,000円のほか、前年度において京都府後期高齢者医療広域連合の特別対策補助金の実績よりも多く交付されたため、本年度において返還するために繰り越した17万7,000円となります。

4ページの歳出では、歳入で申しあげましたそれぞれ計上した分を関係科目において計上をしております。

以上、補足説明といたします。よろしく願いいたします。

○議長（梅原好範君） 岡本保健福祉課長。

○保健福祉課長（岡本明美君） それでは、議案第98号 令和2年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の事業勘定分につきましては、補足説明を申し上げます。

それでは、歳出から説明をさせていただきます。

事項別明細書の5ページの歳出をお願いいたします。

1款、総務費では、令和3年度の介護報酬改定等に対応するためのシステム改修負担金として、30万7,000円を増額させていただくものでございます。

2款、保険給付費、4項、高額介護サービス等費では、1目、高額介護サービス費で162万8,000円の増額。6項、高額医療合算介護サービス等費では、1目、高額医療合算介護サービス費で100万5,000円の増額としております。いずれもこれまでの給付実績等から推計をして後半の給付費を算出したものでございます。

続きまして、6ページの3款、地域支援事業費、2項、介護予防・生活支援サービス事業費、いわゆる総合事業におきまして、現行相当サービス委託料を75万5,000円の減額とし、本町の被保険者が他の市町村で総合事業を受けられた場合に国保連合会を通じて支払いを行います総合事業サービス事業費負担金を75万5,000円増額し、総合事業内で調整をさせていただくものでございます。

4款、基金積立金では、保険給付費等の増額に伴い、国・府支払基金からの交付金、一般会計繰入金などを差し引いた上で、90万1,000円を減額させていただき収支の均衡を図ることとしております。

なお、補正後の予算ベースで令和2年度末の基金残高は1億9,303万8,000円と見込んでおります。

6款、諸支出金、1項、償還金及び還付加算金、1目、第1号被保険者保険料還付金につきましては、過年度分の所得構成や死亡等に伴います還付金の不足が見込まれるため、37万9,000円を追加させていただくものでございます。

続きまして、3ページの歳入をお願いいたします。

歳入では、歳出に計上いたしました保険給付費の増額に併せて、3款、国庫支出金の1項、国庫負担金と2項、国庫補助金の1目、調整交付金、4款、支払基金交付金、5款、府支出金において関連する特定財源を計上させていただいております。

3款、国庫支出金、2項、国庫補助金、3目、介護保険事業費補助金の15万3,000円につきましては、歳出に計上させていただきましたシステム改修負担金の補助金として計上しております。

7款、繰入金、1項、一般会計繰入金、1目、介護給付費繰入金では、保険給付費の増額に伴いますルール分として32万9,000円の増額としております。

続きまして、4ページ、4目、その他一般会計繰入金では、システム改修負担金の計上に

に伴い15万5,000円を増額させていただくものでございます。

以上、簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（梅原好範君） 中川医療政策課長。

○医療政策課長（中川 豊君） 続きまして、老人保健施設サービス勘定の補足説明を申し上げます。

最初に、事項別明細書4ページ、歳出からご説明させていただきます。

1款、総務費の一般管理事業でございますが、新型コロナウイルス感染症の対策として、需用費、消耗品で19万円、オンライン面会開設で使用する事となったCATVインターネット回線の使用料として、使用料及び賃借料に1万2,000円、合計20万2,000円を増額し、他は人件費の精査により会計年度任用職員フルタイムで58万6,000円、パートタイムは職員2名の減により408万5,000円をそれぞれ減額をお願いするものでございます。

2款、介護サービス事業費におきましては、一般財源から府支出金へ9万8,000円の財源振替を行ったものでございます。

3ページ、歳入について、まず、6款、府支出金でございますが、新型コロナウイルス感染症に係る府補助金として72万2,000円の増額をお願いするものでございます。充当先は、歳出、1款の総務費の一般管理事業費に62万4,000円、先ほど申し上げました2款、介護サービス事業費に9万8,000円を充当します。

3款、繰入金金は、収支の均衡を図るため、519万1,000円の減額をお願いするものでございます。

以上、簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（梅原好範君） 山内上下水道課長。

○上下水道課長（山内善博君） 議案第99号 令和2年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、補足説明を申し上げます。

最初に、3ページ、第2表、地方債の補正についてでございます。

下水道事業債の限度額を3,630万円から公営企業会計適用債1,500万円を減額し2,130万円とするもので、記載の方法、利率、償還の方法について変更はありません。

事項別明細書の4ページ、先に歳出について説明させていただきます。

1款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費で、令和6年度からの本町下水道事

業の法適用に向け実施しております地方公営企業法適用推進事業において、今年度実施の地方公営企業法適用移行業務委託料で、入札により不用となる見込額1,500万円を減額しております。

2款、下水道費、1項、2項、3項、それぞれの26節、公課費において、平成元年度分消費税の確定申告納税に伴う令和2年度中間申告見込相当額として、消費税納付金を合計で120万5,000円増額しています。

2項、公共下水道費、公共下水道施設管理事業、12節、委託料、汚泥脱水業務委託料では、今年度実施済みの上期の処理費と下期の処理費の必要見込額により、差引き300万円を減額しています。

3項、浄化槽市町村整備推進施設費、施設管理費、修繕料で、上半期の修繕工事の実績から今後の必要見込額185万1,000円を増額しています。

次に、歳入について説明させていただきます。

3ページ、5款、1項、1目、繰入金につきまして、農業集落排水事業分を50万5,000円、浄化槽市町村整備推進事業分を201万7,000円増額し、特定環境保全公共下水道事業分を252万2,000円減額しております。

8款、1項、町債、1目、下水道事業債で、歳出で説明のとおり、公営企業会計適用債1,500万円を減額しております。

以上、簡単ではありますが、議案第99号の補足説明とさせていただきます。ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（梅原好範君） 栗林にぎわい創生課長。

○にぎわい創生課長（栗林英治君） それでは、議案第100号 令和2年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、補足説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、補正前の額1億2,812万7,000円に185万円を増額し、補正後の額を1億2,997万7,000円とすることをお願いするものでございます。

補正予算の内容につきまして、歳出から説明申し上げます。

事項別明細書4ページ、1目、運行事業費につきまして、会計年度任用職員人件費の精査を行い、185万円の増額をお願いするものでございます。主立った内容につきましては、共済費の増額によるものでございます。

3ページの歳入、ただいま説明を申し上げました歳出額の増額に伴い、3款、繰入金、他会計繰入金185万円をお願いするものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（梅原好範君） 上林瑞穂支所長。

○瑞穂支所長（上林太志君） 議案第101号 令和2年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算（第1号）について、補足説明をさせていただきます。

歳入歳出とも、補正前の額1,400万円から97万1,000円を増額し、補正後の額を1,497万1,000円とするものでございます。

歳入の主なものでございますが、事項別明細書3ページをご覧ください。

1款、財産収入、2項、財産運用収入、1目、財産貸付収入、2節、マツタケ等採取権収入で入札会の結果により、採取権収入の額が確定したため、1万7,000円を減額いたしました。

3款、繰越金、1項、繰越金、1目、繰越金、1節、前年度繰越金であります。前年度の繰越額が確定したことにより33万円を増額し、補正後の額を83万円としております。

4款、諸収入、2項、雑入、1目、雑入、1節、雑入では、関西電力から支払いがあった電柱敷地料を雑収入として27万6,000円を増額。

同じく、関西電力から財産区有林における送電線料、近接樹木の伐採に係る立木補償費として55万2,000円、合計82万8,000円を増額いたしました。

次に、歳出でございますが、事項別明細書4ページをご覧ください。

1款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費、24節、積立金で、歳入歳出実績による調整を図るため、財政調整基金積立金として63万8,000円を増額するものであります。

また、3目、諸費、18節、負担金補助及び交付金で、桧山地域振興対策補助金として33万3,000円を増額いたしました。

以上、桧山財産区特別会計補正予算（第1号）の補足説明とさせていただきます。ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（梅原好範君） 中川医療政策課長。

○医療政策課長（中川 豊君） 議案第102号 令和2年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第2号）の補足説明を申し上げます。

最初に、収益的収支、明細書は1ページ、2ページをご覧ください。

1款、京丹波町病院では、3,800万円の減額をお願いするものでございます。

内訳は、1項の医業収益でございますが、新型コロナウイルス感染症のあおりを受け、外来患者数が激減していることや収支の均衡を図るための調整として、外来収益を4,502万7,0

000円の減額とし、2項、医業外収益、2目、補助金では、地域包括ケア病床の円滑な運営に関する補助として、地域医療機能強化特別事業補助金668万5,000円や医師確保や研修に係る補助金34万2,000円を合わせ、府補助金として702万7,000円を増額しております。

2款、和知診療所は、280万円の減額をお願いするものでございます。

内訳は、1項、医業収益でございますが、こちらも外来患者数の減少が見られることや収支の均衡を図るため、外来収益352万3,000円を減額、2項、医業外収益、5目、補助金では、新型コロナウイルス感染症対策に係る府補助金として72万3,000円を増額しております。

3款、和知歯科診療所は、35万円の増額をお願いするものでございます。

2項、医業外収益、新型コロナウイルス感染症対策に係る府補助金の増額のみでございます。

3ページ、4ページ、収益的支出をご覧ください。

1款、京丹波町病院では、3,800万円の減額をお願いするものでございます。

内訳は、1項、医業費用、1目、給与費において、常勤医師1名、常勤看護師2名の減少など人件費の精査によるものでございます。

2款、和知診療所は、280万円の減額をお願いするものでございます。

内訳の主なものとして、1項、医業費用、1目、給与費において、パート看護師やリハビリ補助員の減少による人件費の精査により642万4,000円を減額し、3目、経費の修繕費医療機器では、レントゲン一般撮影装置の表示機能に経年劣化による不具合が生じたため、メンテナンス費用として289万円を増額しております。

3款、和知歯科診療所は、35万円の増額をお願いするものでございます。

主なものとして、1項、医業費用、2目、材料費、診療材料費の内訳でございますが、治療用材料に45万円、新型コロナウイルス感染症対策に係る診療材料に35万円、合計80万円の増額をしております。

次に、資本的収支、5ページ、6ページをご覧ください。

1款、京丹波町病院では、2,405万5,000円を増額をお願いするものでございます。全て府補助金でございますが、新型コロナウイルス感染症対策に係る補助金が2,325万5,000円、地域包括ケア病床から在宅支援への強化に関する補助金として、地域医療機能強化特別事業補助金80万円となっております。

3款、和知歯科診療所は、65万円の増額をお願いするものでございます。全額新型コロナウイルス感染症対策に係る府補助金でございます。

最後は、資本的支出、7ページ、8ページをご覧ください。

1款、京丹波町病院では、1目、有形固定資産器械備品の購入に2,100万6,000円の増額をお願いするものでございます。新型コロナウイルス感染症対策として、一般の患者様と感染症の疑いがある患者様とで医療機器の使い分けを実施するため、心電計やベッドサイドモニター、超音波診断装置などの導入に1,442万1,000円を、コロナ対策以外では、電子カルテの改修や健診システムの更新など設備機器に498万5,000円、地域医療機能強化特別事業補助金を活用した訪問看護用軽自動車の購入に160万円とそれぞれ増額をしております。

3款、和知歯科診療所につきましても、1目、有形固定資産器械備品の購入に65万円の増額をお願いするものでございます。新型コロナウイルス感染症対策として、バキュームモーター等医療機器類の更新を行うためのものでございます。

以上、簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（梅原好範君） 山内上下水道課長。

○上下水道課長（山内善博君） 議案第103号 令和2年度京丹波町水道事業会計補正予算（第2号）につきまして、補足説明を申し上げます。

まず、第2条の収益的収入及び支出の予定額につきまして、収入では、1款、水道事業収益、1項、営業収益において600万円を減額し、2項、営業外収益で600万円を増額しています。

支出では、1款、水道事業費用、1項、営業費用において107万5,000円を減額し、2項、営業外費用で407万5,000円を増額し、合わせて300万円の増額としております。

第3条の資本的収入及び支出につきましては、収入において871万9,000円を減額し、補正後の予算額を4億6,443万円とするもので、支出については1,331万円を減額し、補正後の予算額を8億2,750万2,000円とするものです。

なお、資本的収入額は、資本的支出額に不足する額3億6,307万2,000円は、第3条前文のとおり、消費税及び地方消費税資本的収支調整額111万3,000円、過年度分損益勘定留保資金1億6,594万8,000円及び当年度分損益勘定留保資金1億9,601万1,000円で補填することとしています。

第4条につきましては、人事院勧告に伴う期末手当等の改正により、職員給与費の額を7,549万4,000円とするものです。

次に、補正内容についてですが、予算明細書 11 ページをお願いします。

収益的収入、1 款、水道事業収益、1 項、営業収益、1 目、給水収益で、減収見込みとなる水道料金 600 万円を減額し、2 項、営業外収益で、他会計補助金として一般会計繰入金 600 万円を増額しております。

13 ページ、収益的支出の 1 款、水道事業費用、1 項、営業費用、1 目、原水及び浄水費で、額が確定した水質検査委託料 379 万円を減額し、工事請負費では、瑞穂中央第 2 水源取水ポンプ取替修繕の必要が生じたことにより 300 万円を増額しています。

15 ページの 2 項、営業外費用、2 目、消費税及び地方消費税においては、令和元年度分確定申告納税に伴う令和 2 年度中間申告見込額相当額として 407 万 5,000 円を増額しています。

17 ページの資本的収入、3 項、1 目、他会計負担金について、収益的支出、他会計補助金の同額分 600 万円を減額し、一般会計からの繰入れについて調整しています。

6 項、1 目、その他資本的収入では、国・府の受託工事費として計上しておりました上乙見砂防事業に伴う水道管移設工事が次年度以降に延期となったことから、665 万 5,000 円を減額しています。

資本的支出では、1 項、建設改良費、2 目、施設改良費で、上乙見の砂防事業に伴う水道事業、水道管移設工事の延期に伴い 1,331 万円について減額をしております。

以上、議案第 103 号の補足説明とさせていただきます。ご審議いただき、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（梅原好範君） 以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

よって、本日はこれをもって散会といたします。

次の本会議は、7 日に再開いたしますので、定刻までにご参集ください。

この後、議会広報常任委員会が開催されますので、委員の皆様は、大変お疲れのところご苦労さまですが、よろしくお願いいたします。

本日は、大変ご苦労さまでした。

散会 午前 11 時 43 分

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

京丹波町議会 議長 梅原好範

〃 署名議員 村山良夫

〃 署名議員 坂本美智代